

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....(高齢者保健福祉課) 35

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....(農業支援課) 36

○土地改良区の役員の住所変更の届出.....(農業支援課) 36

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....(農業支援課) 36

○特定調達契約に係る入札の公告.....(漁業指導課) 36

○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 37

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 38

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 39

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 40

○土地収用法による事業の認定(2件).....(建設部総務課) 40

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 40

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 41

道公安委員会規則

○北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則..... 41

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 42

○特定調達契約に係る入札の公告..... 42

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 43

○特定調達契約に係る入札の公告..... 44

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和38年北海道規則第152号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 費用(第19条・第20条) を「第4章 雑則(第19条―第21条)」に改
第5章 雑則(第21条―第23条)」

める。

第2条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4章を削る。

第21条第1項中「別記第24号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第2項中「別記第25号様式」を「別記第22号様式」に改め、第5章中同条を第19条とする。

第22条中「別記第26号様式」を「別記第23号様式」に改め、第5章中同条を第20条とし、第23条を第21条とする。

第5章を第4章とする。

別記第1号様式の7の事項及び別記第2号様式の7の事項中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

別記第21号様式から別記第23号様式までを削る。

別記第24号様式中「第21条関係」を「第19条関係」に改め、「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、「住所 届出者氏名

「届出者 住所 氏 名」を「[㊦]」に改め、同様式を別記第21号様式とする。
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

21号様式とする。

別記第25号様式中「第21条関係」を「第19条関係」に改め、「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、「住所 届出者氏名

「届出者 住所 氏 名」を「[㊦]」に改め、同様式を別記第22号様式とする。
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

22号様式とする。

別記第26号様式中「第22条関係」を「第20条関係」に改め、同様式付表1中

「平成 年
4月

「 年 月 」を「 年 月 」に、「 平成 年 月 」を「 年 月 」に改め、同様式付表 2 中「 平成 年 月 」を「 年 月 」に、「 平成 年 月 」を「 年 月 」に改め、同様式付表 3 及び付表 4 中「 平成 年度 」を「 年度 」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年 8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

江丹別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成17. 4. 1	理 事	小林 健蔵	旭川市江丹別町芳野346番地
同	同	同	久保 進	同 江丹別町中央137番地の2
同	同	同	加賀美邦彦	同 江丹別町芳野238番地の8
同	同	同	三浦 幸直	同 江丹別町嵐山206番地の7
同	同	同	武石 尚志	同 江丹別町嵐山210番地
同	同	監 事	杉山 茂	同 江丹別町共和68番地
同	同	同	楠 正美	同 江丹別町富原278番地
退 任	平成17. 3.31	理 事	小林 健蔵	同 江丹別町芳野346番地
同	同	同	久保 進	同 江丹別町中央137番地の2
同	同	同	加賀美邦彦	同 江丹別町芳野238番地の8

同	同	同	三浦 幸直	同	江丹別町嵐山206番地の7
同	同	同	武石 尚志	同	江丹別町嵐山210番地
同	同	監 事	杉山 茂	同	江丹別町共和68番地
同	同	同	楠 正美	同	江丹別町富原278番地

芦別市土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成17. 7.15	監 事	賀 久 昌 幸	芦別市北5条西2丁目17番地の5

北海道告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上ノ国土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年 8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所
の 別	変 更	前 変 更 後
理 事	森 昌 幸	檜山郡上ノ国町字中須田703番地
		檜山郡上ノ国町字中須田275番地の5

北海道告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成17年 8月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年 8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
オロロン土地改良区	中 央	小規模土地改良（農業用排水）	北海道留萌支庁
同	北明里	同	同

北海道告示第621号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年 8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成17年11月14日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年8月19日から9月2日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課）

(2) 入 札 日 時 平成17年9月30日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65gに見合う郵

便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道水産林務部漁業指導課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 28-420

(2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUO-MARU Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time 2 : 00 P. M., September 30, 2005

C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and
Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡上磯町字戸切地50の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第623号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年 8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町字関内431地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡天塩町字川口675の8地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、673の1・673の2・675の1・675の5・675の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、675の8

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字豊坂23の1・27の2・29・32の1・33の1・34の1・37の1・40の1・40の6・42（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、28、30、385

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡鶴川町字有明140から143まで・145（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字安住297の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）、296地先（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字和泉303の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸190・191の2・193の1・203・204（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、191の1、202 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 8(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字若園407（次の図に示す部分に限る。）、38の1、40の5、406 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 9(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸132の5（次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 10(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡清水町字美蔓1000の47・1000の62・字美蔓西二十三線86の1・86の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、86の2、86の4 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備	(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 11(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町勇足81地先・82の5地先・81・82の5・83・84の1（以上2筆地先4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 12(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡鶴居村字幌呂原野148の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、148の1・字幌呂77の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第624号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
---	---

平成17年 8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央九丁目1の4 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第625号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成17年 8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町字美咲20の6（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第626号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成17年 8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 起 業 者 の 名 称 社会福祉法人 真宗協会 2 事 業 の 種 類 （仮称）特別養護老人ホーム「第二帯広至心寮」建設事業 3 起 業 地 (1) 収 用 の 部 分 帯広市空港南町地内 (2) 使 用 の 部 分 なし 4 事業の認定をした理由 次のとおり （「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び帯広市に備え置いて、一般の縦覧に供する。）	
覧に供する。） 5 起業地を表示する 帯広市役所 図面の縦覧場所 北海道告示第627号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成17年 8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 起 業 者 の 名 称 社会福祉法人 上磯康啓会 2 事 業 の 種 類 特別養護老人ホーム「つれづれの郷」施設建設整備事業 3 起 業 地 (1) 収 用 の 部 分 上磯郡上磯町字追分地内 (2) 使 用 の 部 分 なし 4 事業の認定をした理由 次のとおり （「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び上磯町に備え置いて、一般の縦覧に供する。） 5 起業地を表示する 上磯町役場 図面の縦覧場所	
支 庁 告 示	
北海道宗谷支庁告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成17年 8月19日 北海道宗谷支庁長 日 野 健 一 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（1.3m・700t級） 1台（ロータリ除雪車1台と交換） (2) 落札を決定した日 平成17年 7月21日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 奈良商事株式会社 イ 住 所 北海道岩見沢市幌向南1条5丁目397番地3 (4) 落札金額 12,117,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続	

一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成17年 6月10日付け北海道宗谷支庁告示第 1 号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t 級) 3 台 (ロータリ除雪車 3 台と交換) イ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t 級) 1 台 (ロータリ除雪車 1 台と交換) ウ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t 級) 2 台 (ロータリ除雪車 2 台と交換) エ 除雪トラック (10 t 級、6×6、S・G・2W付) 1 台 (除雪トラック 1 台と交換) オ 除雪グレーダ (4.0m 級、シャッターブレード付) 1 台 (除雪グレーダ 1 台と交換) (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 7月21日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア、イ、ウ(ア) 氏 名 ナラサキ産業株式会社 (イ) 住 所 北海道室蘭市海岸町 3 丁目 3 番 2 号 エ (ア) 氏 名 日産ディーゼル旭川販売株式会社 (イ) 住 所 北海道旭川市末広 1 条15丁目 5 番26号 オ (ア) 氏 名 コマツ北海道株式会社 (イ) 住 所 北海道石狩市新港西 3 丁目737番地13 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 84,525,000円 イ 27,825,000円 ウ 56,595,000円 エ 32,457,500円 オ 21,000,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号	北海道教育庁上川教育局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年 8月19日 北海道教育庁上川教育局長 西 田 俊 夫 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 (256台) 一式 (1 月当たりの単価) (高等学校普通科242台、特殊教育諸学校14台) (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 (210台) 一式 (1 月当たりの単価) (職業科168台、商業科文書処理装置42台) 2 落札を決定した日 平成17年 7月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 NECリース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝 5 丁目29番11号 (2)ア 氏 名 NECリース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝 5 丁目29番11号 4 落札金額 (1) 1,417,500円 (2) 1,360,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成17年 6月17日付け北海道教育庁上川教育局告示第 8 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
道教育庁上川教育局告示	道 公 安 委 員 会 規 則 北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年 8月19日 北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄 北海道公安委員会規則第 9 号 北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則 北海道警察署協議会規則 (平成13年北海道公安委員会規則第 8 号) の一部を次のように改

正する。 別表函館方面北檜山警察署協議会の項中「同 北檜山警察署協議会」を「同 せたな警察署協議会」に改める。 附 則 この規則は、平成17年 9月 1日から施行する。	(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成17年 8月19日（金）から 9月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の 3 の(1)の アからウまで及び(2)、 4 の(1)及び(3)並びに 5 の(1)による。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第123号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成17年 8月19日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 2 条第 2 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成17年10月14日に一般競争入札の公告を行う交通管制センター交通状況大型表示システムの賃貸借契約 (2) 資 格 交通管制センター交通状況大型表示システムの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 交通管制センター交通状況大型表示システムの賃貸借 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。 (1) 平成17年 8月 1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。 (2) 過去 2 年間ににおいて、 1 の(1)に定める契約と同種の契約を誠実に履行した者であること。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の 2 による。 4 資格審査の申請の時期及び方法	北海道警察本部告示第124号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成17年 8月19日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 交通管制センター交通状況大型表示システムの賃貸借一式（ 1 月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成18年 3月 1日から平成25年 2月28日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成17年北海道警察本部告示第123号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成17年10月14日 午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、4の(1)に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成を要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

9 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Projector system head end for

transmission of collected images to each room in a building 1 set

B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., September 9, 2005

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

北海道警察本部告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年8月19日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成17年8月19日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式 EC135P 1型機体（ぎんれい2号）整備点検契約
- (2) 資 格 ユーロコプター式 EC135P 1型機体（ぎんれい2号）整備点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 ユーロコプター式 EC135P 1型機体（ぎんれい2号）整備点検

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成17年8月1日現在において引き続き2年以上の回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前10営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 3トン以下の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
- (4) 製造者のユーロコプター社から、ユーロコプター式 EC135P 1型ヘリコプターの Level O & I の指定を受けていること。
- (5) 国土交通省が発行する事業場認定書を受けていること。
- (6) 経済産業省が発行する航空機用機器修理方法認定証を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成17年 8月19日（金）から 9月 5日（月）までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部地域部航空隊

イ 提出先の所在地 札幌市東区栄町964番地

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道警察本部告示第126号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年 8月19日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ユーロコプター式 EC135P 1 型機体（ぎんれい 2 号）整備点検 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期日 平成17年12月22日

(4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道警察本部告示第125号に規定するユーロコプター式 EC135P 1 型機体（ぎんれい 2 号）整備点検契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成17年 9月28日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100 g に見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部施設課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

(3) 交付期間 平成17年 8月19日（金）から 9月 5日（月）まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)の A 及び 3 の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2282

9 Summary

A . The nature and quantity of the services to be procured : Eurocopter Model EC135P1 (Ginrei- II) inspection repair services

B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., September 28, 2005

C . For further information, please contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2282